

令和5年5月8日

介護サービス事業所・施設管理者様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

**新型コロナウイルスの感染拡大防止のための利用者の居宅等への訪問、面談及び  
会議の開催を求める運営基準、介護報酬等の臨時的取扱いについて**

平素は、本市介護保険事業の運営に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、高齢者の感染防止に御尽力いただいていることについても、重ねて御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和4年3月22日付で「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための利用者の居宅等への訪問、面談及び会議の開催を求める運営基準、介護報酬等の臨時的取扱いについて」を本市から発出しておりましたが、令和5年5月1日付で厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後における対応が示されましたので、令和4年3月22日付京都市発出の当該通知を廃止し、令和5年5月8日からは令和5年5月1日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」及びそれに関する京都市の具体的運用に関する事務連絡に基づいて取り扱ってください。

【京都市情報館】人員基準等の臨時的な取り扱いに関して

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000279599.html>

令和4年3月22日

介護サービス事業所・施設管理者様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

**新型コロナウイルスの感染拡大防止のための利用者の居宅等への訪問、面談及び会議の開催を求める運営基準、介護報酬等の臨時的取扱いについて**

平素は、本市介護保険事業の運営に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、高齢者の感染防止に御尽力いただいていることについても、重ねて御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応については、新型コロナウイルス感染症の陽性者の急増に伴い、令和4年1月13日付で「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための利用者の居宅等への訪問、面談及び会議の開催を求める運営基準、介護報酬等の臨時的取扱いについて」を本市から発出しておりましたが、令和4年3月21日のまん延防止等重点措置解除に伴い、令和4年1月13日付京都市発出の当該通知を廃止し、令和4年3月22日からは指定・運営基準、介護報酬の算定要件及び厚生労働省発出の人員基準等の臨時的な取扱いに基づいて取り扱うこととします。

そのため、指定・運営基準及び介護報酬の算定要件において求められている居宅訪問、面談、会議等については、やむを得ない事情がない限り、指定・運営基準又は介護報酬の算定要件に沿った取扱いを行ってください。やむを得ない事情がある場合は、厚生労働省発出の介護保険最新情報（臨時的な取扱い第1報～第27報）及びそれに関する京都市の具体的運用に関する事務連絡に基づいて取り扱ってください。

なお、まん延防止等重点措置は解除されましたが、京都市内の新規感染者数は非常に多い状況ですので、利用者の居宅等への訪問、面談及び会議開催に当たっては、サージカルマスク着用や手指衛生だけでなく、目の防護（ゴーグル又はフェイスシールドの着用）や、換気の徹底、なるべく少人数かつ短時間での実施等の感染防止対策を講じてください。

【京都市情報館】人員基準等の臨時的な取り扱いに関して

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000279599.html>

※ 介護予防支援の利用者の居宅への訪問については、3月以降の3箇月間で計画的に実施することで差し支えありません。